

令和 2 年 第 8 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

開催年月日	令和2年9月24日(木)					
開催場所	白岡市役所4階特別大会議室					
開催時間 及び宣告者	開会	午前 9時00分	議長	進藤 貴一		
	閉会	午前 9時20分	議長	進藤 貴一		
議長	進藤 貴一	臨時議長		仮議長		
委員 出席 状況	農業委員			推進委員		
	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	岡 安 広	出席	1	長 澤 い と	欠席
	2	岩 上 賢	出席	2	川 野 信 之	出席
	3	関 山 功 一	出席	3	齋 藤 光 則	出席
	4	進 藤 貴 一	出席	4	渡 邊 明 子	出席
	5	井 上 日 出 巳	欠席	5	神 田 潔	出席
	6	小 野 田 憲 司	出席	6	小 林 一 夫	出席
	7	山 下 幸 一	出席	7	安 野 和 好	出席
	8	吉 田 敏 雄	出席	8	清 水 清	出席
	9	大 山 峰 夫	出席	9	今 泉 志 江	出席
	10	安 藤 富 司 夫	出席			
	11	荒 井 肇	出席			
	12	齋 藤 美 佐 夫	出席			
	13	江 口 泰 夫	出席		出席者	21名
14	小 島 俊 雄	出席		欠席者	2名	
議事参与制限 を受ける委員			会長からの 出席要請者			
事務局	主幹	手島 淳	主査	大塚 一隆		
	主任	安藤 寛子	主任	塩村 孝太郎		
説明員	主査	大塚 一隆	主任	安藤 寛子		
	主任	塩村 孝太郎				
会議次第	別添のとおり		配布資料	別添のとおり		

審議事項

- (1) 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について

協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) その他

議 事 の 経 過

発言者	議題・発言内容・決定事項
主幹	<p>皆さんおはようございます。本日は事情により局長不在ということで、私が代理で進行役を務めさせていただきます。それでは、定刻となりますので、ただ今から、令和2年第8回農業委員会総会を始めさせていただきます。</p>
主幹	<p>はじめに、進藤会長からごあいさつをお願いいたします。</p>
会長	<p>あいさつ（省略）</p>
主幹	<p>現在の出席委員は農業委員14名中13名、推進委員9名中8名でございます。</p> <p>農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>【開会 午前9時00分】</p>	
議長	<p>現在出席委員13名であり定足数に達しておりますので、これから第8回総会を開会いたします。</p>
議長	<p>議事録署名委員に小野田委員、山下委員を指名いたします。</p>
議長	<p>まず初めに事務局から発言を求められていますので、事務局の発言を許可します。</p>
事務局	<p>事前にお配りした農業委員会総会資料中、4ページ目と8ページ目に協議報告事項3 その他が抜けておりました。お手元に資料を配布させていただきましたので、事前配布した資料ごと差替えをお願いします。</p> <p>また、昨日、日程第2 議案第16号の番号3について、申請を取下げの旨の申出がされたため、本日の審議は行わないこととなります。資料の訂正をお願いします。</p>
<p>議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見</p>	
議長	<p>日程第1 議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は1件でございます。</p> <p>総会資料の2ページ目をご覧ください。</p> <p>番号1につきましては、申請人が所有権を有する申請地について、既存住宅敷として転用するための申請です。</p> <p>申請地につきましては、昭和45年以前から住宅敷地として使用されており、今後も宅地として使用することから、今回、申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p>

	<p>つきましては、昭和45年の都市計画法による市街化調整区域の線引き以前から宅地として使用されていることが、昭和45年に撮影された航空写真により確認出来ておりますので、転用についてはおおむね認められるものと思われま</p>
議長	<p>説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を委員にお願いいたします。</p>
委員	<p>今回、農地法4条の規定による許可申請の農地について、9月19日に現地確認をいたしました。現地案内図を参照ください。現在申請地については事務局の説明通りです。以前から宅地の一部として利用しており、多少土地の隅にブロック等が見受けられますが、除去すれば問題無いと思います。</p> <p>従いまして、この案件につきましては、転用理由や申請地の状況から見て、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願</p>
議長	<p>報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[質疑等なしという声あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
議長	<p>お諮りします。本案については事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">[異議なしという声あり]</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第15号については、原案のとおり決定します。</p>
<p><u>議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について</u></p>	
議長	<p>日程第2 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は2件でございます。</p> <p>総会資料の 2ページ目を御覧願います。</p> <p>番号1につきましては、譲受人が譲渡人から、売買により所有権を移転し、駐車場敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、製造業を営んでおり、受注量の増加に伴い、構内でのトラックスペースが従業員用の駐車スペースを圧迫しているため、駐車場を拡張する目的で今回の申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p>

事務局	<p>また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。</p> <p>番号2につきましては、譲受人が譲渡人の土地に、賃借権を設定し、仮設工事用地として一時転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、総合事業を営んでおり、東北自動車道オーバブリッジの橋脚耐震補強工事に伴い、一時的に仮設工事用地を確保するために申請がなされたものです。</p> <p>農地区分につきましては、農用地区域内の農地と判断されますが、仮設工事用地は農地法施行令の不許可の例外に該当するため一時転用可能となります。</p> <p>また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。</p>
議長	<p>説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を委員にお願いいたします。</p>
委員	<p>議案第16号 番号1について9月15日に現地確認を行いました。</p> <p>申請地については、●●●交差点より500m程南下したところにあります。</p> <p>現地案内図は2ページです。周辺は既に工場として利用されている場所です。</p> <p>申請地は農地として管理されており、違反等はありません。</p> <p>したがいまして、本案につきましては付近の状況や転用理由等から転用についてやむを得ないと判断しました。皆様の審議をお願いします。</p>
議長	<p>続きまして、番号2の報告を委員からお願いいたします。</p>
委員	<p>議案第16号 番号2について9月17・23日に現地確認を行いました。</p> <p>現地案内図は3ページです。申請地については、東北自動車道の側道沿いにあります。申請地は農地としては荒廃している状況ですが、オーバブリッジの耐震改修工事であり、公共性が高い事業となります。</p> <p>したがいまして、本案の転用についてはやむを得ないと判断しました。皆様の審議をお願いします。</p>
議長	<p>報告が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。</p> <p>御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[質疑等なしという声あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
議長	<p>お諮りします。本案については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">[異議なしという声あり]</p>

議長	異議なしと認めます。よって議案第16号については原案のとおり決定します。
議長	以上をもちまして、議案第15号から第16号に係る議事を終了いたします。
議長	引き続き協議報告会を開催いたします。
<u>協議報告事項1 農地法第4条第1号第8号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
<u>協議報告事項2 農地法第5条第1号第7号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分についてを事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項1 農地法第4条第1項第8号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回報告は1件でございます。 総会資料の5ページ目を御覧願います。 番号1につきましては、駐車場敷のための転用です。 協議報告事項2 農地法第5条第1項第7号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回報告は4件でございます。 総会資料の6ページから7ページ目を御覧願います。 番号1、3、4につきましては、住宅敷のための転用です。 番号2につきましては、分譲住宅敷のための転用です。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項3 その他</u>	
議長	質疑もないようですので、協議報告事項3その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項3 その他 についてでございますが、 ○農地改良等現地パトロールについて 来月の日程は、 ・10月6日 山下委員・齋藤委員・日勝地区推進委員 ・10月20日 関山委員・篠津地区推進委員 となります。必要に応じて日程変更をお願いいたします。 また、日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いいたします。

	<p>○委員名簿及び緊急連絡網の差替えについて 内容の訂正がありましたので、先月配布した連絡網との差替えをお願いいたします。</p> <p>○身分証明証明書等の配布について 身分証明書及びケースについて、配布していない方の分をお配りしました。</p> <p>○来月総会 ・10月26日（月）午前9時 ・議事録署名委員の小野田委員、山下委員の両委員は来月印鑑をお願いします。</p>
議長	<p>内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。</p>
委員	<p>今回配布された身分証明書は、ケースに入れて使用すると思うが、どのタイミングで使用すればよいか。</p>
事務局	<p>農地パトロール等、農業委員及び推進委員として活動する際に使用していただくようお願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見・御質疑等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">[質疑等なしという声あり]</p>
議長	<p>以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。</p> <p style="text-align: center;">【開会 午前9時20分】</p>